令和２年度埼玉県新型コロナウイルス感染症重点医療機関等設備整備事業実施要綱

令和２年８月１４日

保健医療部長決裁

１　目　的

　　この事業は、重点医療機関（新型コロナウイルス感染症患者専用の病院や病棟を設定

　する医療機関）等において、新型コロナウイルス感染症患者に高度かつ適切な医療を提

　供するために必要な設備整備を支援することにより、新型コロナウイルス感染症に係る

　医療提供体制を整備することを目的とする。

２　事業の実施主体

重点医療機関及び新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関のうち高度な医療を提供する医療機関とする。

３ 事業の内容

（１）重点医療機関等が行う高度医療向け設備の整備を支援する。

（２）新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関のうち高度な医療を提供する医療機

　　関とは、体外式膜型人工肺や人工呼吸器を用いて新型コロナウイルス感染症の重症患

　　者等の治療を行う医療機関であって、整備対象設備を組み合わせて、様々な容態の患

　　者に対して、効果的な治療を行う医療機関とする。

（３）新型コロナウイルス感染症への対応として緊急的に整備するものであることから、

　　特に高額な医療機器については、基本的にリースでの整備とすること。

４　経費の負担等

　　この実施要綱に基づき実施する事業に要する経費については、埼玉県新型コロナウイルス感染症重点医療機関等設備整備事業補助金交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助を行う。

附　則

　この要綱は令和２年８月１４日から施行する。なお、令和２年４月１日から適用する。